

## 延滞利息の減免ができる理由一覧

- (1) 借受人又は連帯保証人の責に帰することができない事由により延滞利息が生じた場合において、延滞利息を請求することが適当でないと県立の高等学校等の校長又は教育委員会が認めたとき。
- (2) 借受人が死亡又は別表1に掲げる精神又は身体の障害の状態となったことにより奨学資金を返還することができない場合において、連帯保証人が奨学資金を返還するとき。

別表1

番号	精神又は身体の障害の状態
1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
2	鼓膜の大部分の欠損その他の理由により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができない程度以上のもの
3	そしゃく及び言語又はそしゃく若しくは言語の機能に著しく障害を残すもの
4	せき柱の機能に著しい障害を残すもの
5	片手を腕関節以上で失ったもの
6	片足を足関節以上で失ったもの
7	片手の三大関節中の二関節又は三関節の機能を失ったもの
8	片足の三大関節中の二関節又は三関節の機能を失ったもの
9	片手の5つの指又は親指及び人差指を併せて4つの指を失ったもの
10	足の指を全部失ったもの
11	せき柱、胸かく、骨盤軟部組織の高度の障害、変形等の理由により労働能力が著しく阻害されたもの
12	半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの
13	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有するもの
備考	
1	各号の障害は、症状が固定し、又は回復の見込みのないものに限る。
2	視力を測定する場合においては、屈折異常のものについては矯正視力により、視表は、万国式試視力表による。